

# 大空町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年9月

大空町通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、関係機関と連携して通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「大空町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「大空町通学路安全推進会議」を設置しました。

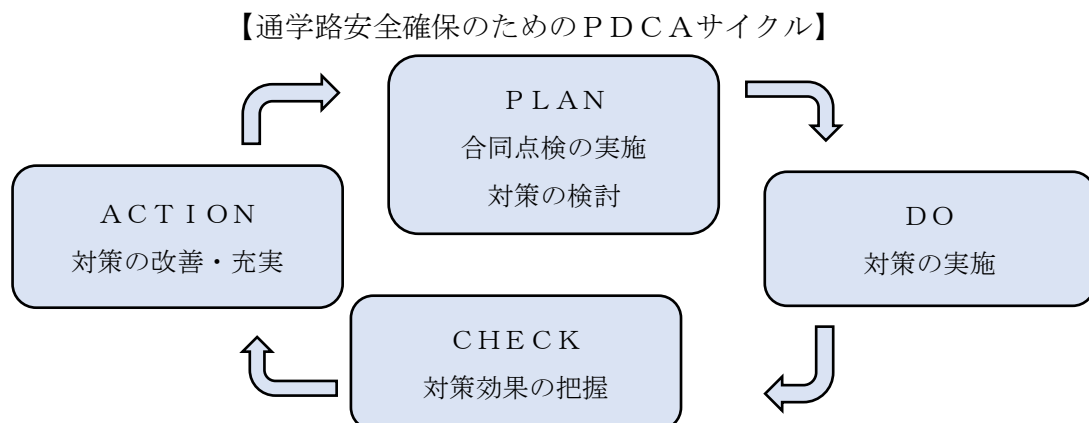
- ・北海道開発局網走開発建設部網走道路事務所（国道管理者）
- ・北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課（道道管理者）
- ・北海道北見方面網走警察署（警察関係者）
- ・大空町立女満別小学校（学校関係者）
- ・大空町立東藻琴小学校（学校関係者）
- ・大空町立女満別中学校（学校関係者）
- ・大空町立東藻琴中学校（学校関係者）
- ・北海道大空高等学校（学校関係者）
- ・大空町PTA連合会
- ・大空町建設課
- ・大空町住民課
- ・大空町教育委員会

## 3. 取組方針

### （1）基本的な考え方

児童生徒が安全・安心に通学できることを目的に、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善、充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



## (2) 合同点検の実施

危険箇所の把握について、各学校は年1回、通学路の危険箇所を教育委員会へ報告します。各学校から報告のあった危険箇所は、通学路の安全確保のため必要に応じて合同点検を実施します。合同点検は、道路管理者、警察、学校関係者、教育委員会等が参加して行います。

## (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制・交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

合同点検の結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童生徒が安全になったと感じているか等を確認するため、各学校への聞き取りを実施するなどして、対策効果の把握に努めます。

## (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 箇所図、箇所一覧の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。